

独占禁止懇話会 第 177 回会合

平成 19 年 6 月 21 日 (木)

合同庁舎 6 号館 B 棟 11 階 大会議室

根岸会長 それでは、定刻になりましたので、本日の独占禁止懇話会を開催させていただきたいと思えます。

本日は二つ主なテーマがございまして、一つは平成 19 年 4 月 27 日にパブリックコメントに付されました、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（原案）」につきまして、また「平成 18 年度における独占禁止法の執行状況」は、独占禁止法だけではなく、景品表示法、下請法もだと思えますが、その執行状況が最近取りまとめられて公表されておりますので、これらにつきまして公正取引委員会から説明を受け、委員の皆様方の御意見をお受けしたいと思えます。

それでは早速ではありますが、本日の最初の「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針（原案）」のテーマに入りたいと思えます。

それでは、高橋取引企画課長から御説明をお願いいたします。

高橋課長 取引企画課長の高橋でございます。それでは、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（原案）」について説明をさせていただきたいと思えます。資料は「独禁懇 177 - 1」というものがございまして、さらに、それに平成 19 年 4 月 27 日付で公表いたしました際の資料を添付してございます。そして、この原案のポイントという 6 月 21 日、本日付のペーパーで説明させていただきます。

知的財産と独占禁止法との関係につきましては、現在、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」というものがございまして。これは平成 11 年 7 月に公表したものですけれども、今回これを改定する作業を行っているということでございまして。

この背景といたしましては、最近経済界では知的財産を戦略的に活用する動きが高まっているということがありますし、また、政府全体におきまして、知的財産基本法ですとか、あるいは知的財産高裁の設立といったような知的財産の保護と活用のための制度整備が進められています。それから、独占禁止法上の執行ということだけではなくて、いわゆる私訴においても独占禁止法と知的財産との関係が問題になる局面が多くなってきているということでございまして。

知的財産基本法では、第 10 条で「公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」とうたわれているということもございまして。

こういった背景のもとで、今回平成 11 年の現行指針を全面的に改定することにいたしまして、原案段階ではございまして、タイトルも「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」といたしまして、その原案を平成 19 年 4 月 27 日に公表したところです。

パブリックコメントにつきましては、平成 19 年 6 月 7 日を締切といたしま

したので、もう既に締め切っておりますけれども、多数の御意見を頂戴いたしまして、こういったパブリックコメントを踏まえて現在最終のものに向けて作業をしている段階です。

ガイドラインの内容につきましては、まさにその技術的な話、細かい論点も多数ございますけれども、主なポイントのみ説明させていただきます。

まず、その対象となる知的財産の拡大ということですが、現行指針につきましては実用新案も含まれますが、基本的には特許・ノウハウを対象としているということです。これ以外の知的財産権につきましては、可能な範囲内で本指針の考え方が準用されるといった整理になっているわけですが、今回の改定原案では、知的財産のうち技術に関するものということで区切りをしております。特許・ノウハウあるいは実用新案に限らず、例えば著作権法によって保護されるプログラム著作物、こういったものも直接対象にしております。

第2点は、競争減殺効果の考え方についての横断的記述でございます。2ページはその全体の構成あるいは書きぶりのことでもあるわけですが、競争に対するある制限行為があった場合に、それがその競争に及ぼす影響を分析するに当たっての基本的な考え方を、いわば横断的に記述をしています。さらにあわせて、その競争への影響が大きい場合、あるいはその競争減殺効果が軽微な場合の例を記述したということでございます。

(1)はその競争減殺効果の分析手法でありまして、各行為類型のところに一々書くのではなくて、いわば総論的にその分析の方法あるいはその思考の経路というものをまとめて明らかにするという趣旨で、こういった記述をしているということです。

(2)は競争に及ぼす影響が大きい場合の例ということですが、これは競争制限行為が、例えばライセンスに当たって相手に制限を課すというような行為が競争者間で行われるという場合には、相対的に競争に及ぼす影響が大きいというようなことを書いています。それから、技術にもいろいろあるわけですが、例えば標準となっているような技術などで有力な地位にある技術については、こういった技術の利用が制限されるという場合には、競争に及ぼす影響が大きいという記述をしてございます。

(3)は競争減殺効果が軽微な場合の例ですが、これはいわゆるセーフハーバー(安全圏)をここで書いたということでございます。これはこれまでのガイドラインになかったものです。原則としてその製品市場におけるシェアの合計が20%以下の場合には、その競争減殺効果が軽微であると考えられるという記述をしております。

それから、技術取引の場合、特に技術使用の影響を検討する必要がある場合があるわけですが、そういった場合に製品使用のシェアが算出できない、ある

いはシェアで判断することが適切でないという場合には、この技術の数、個数で判断する。正確にいきますと、当該問題となっている技術以外に事業活動に著しい支障を生じることなく利用できる代替技術、そういう権利を持っている者が4以上、ラフに申し上げれば同じような競争的な技術が市場に5個以上あると、そういった技術を持っている事業者がいるという場合には、競争減殺効果が軽微であるという記述をしているということです。

「ただし」のところに書いてございますように、一定の行為類型につきましてはこういったセーフハーバー（安全圏）は該当しないということでございまして、こういった安全圏の記述ぶりにつきましては、米国あるいはEUのガイドラインでありますとか、あるいは規則とほぼ同様の記述になっていると考えております。

3番は技術を利用させないようにする行為ということで書いておりますけれども、技術に関する制限行為ということで、大きく分けて三つございます。

一つはその技術を利用させないようにする行為、ほかにその技術をライセンスするとき、その範囲を限定して利用させる、あるいは、技術の利用を許諾するに当たって、その相手方に制限を加える、このように大きく分けて三つのカテゴリーがあるかと考えております。その中でその技術を利用させないようにする行為というものについて、特に項目を起こして、今回のガイドラインでは書いています。

従前のガイドラインでも全く記述がなかったわけではございませんけれども、特にこの面について記述を厚くしたということです。もちろんその権利を有している者が、ほかの事業者に対してライセンスを行わないとか、あるいはそのライセンスを受けずに勝手に技術を利用している者に対して、差止請求訴訟を提示する。この行為は、通常は正にその権利の行使でございまして、それ自体では問題にならないわけですけれども、知的財産制度の趣旨を逸脱していると認められるような場合には、これは権利の行使とは認められない。そして、独占禁止法が適用されるといった記述でございます。

3ページの(1)から(5)は、私的独占に当たり得るということで、その事例を列挙しているものでございまして、例えば(1)でございまして、パテントプールを形成している事業者が、新規参入者あるいは特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶するというような場合には、私的独占に当たり得る。

それから4は、構成要件の横断的記述ということですが、これは独占禁止法の第3条あるいは第19条につきまして、競争の実質的制限あるいは公正競争阻害性について横断的といいますか、まとめて記述をしています。

その他といたしまして、独占禁止法第21条は権利の行使と認められる行為

については、独占禁止法を適用しないという独占禁止法 21 条の考え方について、現行指針の表現を整理しています。

不公正な取引方法に関する記述は、整理の仕方を現行の指針から変えているところはございますが、個別の制限行為の内容及び評価につきましては、おおむね現行指針を踏襲したものとなっております。その概要はその別紙につけておりますけれども、一部その記述の仕方を変えたことに伴って、整理が変わっているところがありますが、基本的には従前の評価を踏襲しているということです。

あと、新たに追加した行為類型がこの別紙の A です。先ほど来申し上げております、技術を利用させないようにする行為 2 - ですけども、こういったことは不公正な取引方法のところに加えています。あと、2 - の技術への機能追加という点につきましても、今回新しく記述を加えております。

そういうことで、少し話が抽象的で分かりにくいところもあるかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、パブリックコメントとして多数の御意見をちょうだいしておりますので、現在そういったパブリックコメントを踏まえて、最終のものにするように作業をしているという段階です。

以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、どうぞ御質問、御意見を御自由に御発言いただければと思います。どうぞ、願います。

村上会員 私は結局ガイドラインというよりは、個別事例を処理するときにアメリカとかヨーロッパの事例をできる限り参考とすること。というよりは、知的財産権と競争法の話というのは難しい事例が多いですので、こういうときにくれぐれもアメリカやヨーロッパの事例と比較検討して、分析してやっていただければと思っているぐらいです。

舟田会員 全体をまだきちんと読んでないので申し訳ないんですけども、大変よく考えられてできたものだと思います。

二つほどコメントですが、一つは今のお話でいいますと、競争減殺については 1 ページの一番下の横断的記述を受けて、指針の原案「別紙 1」でいきますと 4 ページの上のほうに、「減殺とは」とあって、「競争減殺には競争の実質的制限の観点から検討する場合」うんぬんとありますけれども、競争減殺と競争の実質的制限を一緒にして「減殺」という言葉であらわしたように見えるんですね。従来、競争の実質的制限と競争の減殺というのは、もちろん違う言葉として用いられてきたわけですが、横断的記述ということで便宜的にこれを一緒に「減殺」と書いてあるように思えます。ある意味ではつまらないことですが、言葉の使い方としては「競争の実質的制限・競争減殺」と書くべきで

はなかったかと、あまり実質にかかわらないことが一つ。

もう一つは、今回、横取行為等幾つか新しい行為類型が出てきたと思いますけれども、これらについて私はよく知りませんが、アメリカ等でいろいろ事例なり研究があるそうですが、これは実際日本でもあるものでしょうか。あるいは、これから重要になるものでしょうか。これはどれほどのウエートをもって勉強すべきなのか、あるいは考えるべきのかなという漠然とした疑問を持ちました。

根岸会長 それでは、二つありましたのでお願いします。

高橋課長 まず第1点は、別紙の4ページの競争減殺という言葉の使い方ですが、これは確かにおっしゃるとおりで、競争減殺という言葉に3条の競争の実質的制限と不公正な取引方法における競争減殺と両方含めて書いております。その点はまた御指摘も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

それから、技術を利用させない行為についての横取りとか買い集めでございますけれども、これは実際にこういった違反事例があったということではございませんで、言ってみれば私どもで考えた事例ということになります。企業の方とお話をさせていただきますと、こういった行為について非常に関心は高いということがございますので、あまり意味のないことを書いたということではなく、実益もあるのかなと今のところ考えております。

根岸会長 ほかにございますか。私が発言すべき点ではありませんけれども、最初の4ページの競争減殺というのは、恐らくこの競争の実質的制限と、それから不公正な取引方法の、我々が自由な競争の減殺とかと呼んでいるものを合わせて説明するので、そういうふうに分書いたんでしょうね。ですから、不公正な取引方法の観点からは、この4ページの2の(1)のなお書きがありますけれども、不公正な取引方法というのは、公正な競争を阻害するおそれのある行為なわけですが、その公正な競争を阻害するおそれというか、公正競争阻害性というのには、我々は普通三つあると読んでいます。

自由な競争を減殺するという点に公正競争阻害性がある場合と、競争のやり方というか手段として不当だということと、優越的地位の濫用のような自由競争基盤の侵害と、この三つの場合がありますということで、ここでは主としてその一番最初の自由な競争を減殺するというか、そっちを書いたんでしょう。だから、二つ目、三つ目については個別には検討するかもしれないけれども、ここでは検討しない、そういう意味なんだろうね。言葉の使い方がこれでよいかということでしょうかね。

ほかにございますか。あるいは、まさに対象が技術で、技術的ということかもしれませんけれども。

それでは、よろしいでしょうか。また、後ほどもちろん御議論があれば返っ

ていただくということで、とりあえずはこれで終わりにいたしまして、もう一度思い出されましたら、どうぞ御質問なり御意見をいただきたいと思いを。

それでは次に、独占禁止法あるいは景品表示法及び下請法の 18 年の執行状況ということでして、その三つの執行状況でございますが、最初は独占禁止法違反事件の処理状況ということで、山田審査局管理企画課長から説明をお願いいたします。

では、お願いいたします。

山田管理企画課長 管理企画課長の山田でございます。それでは、お手元の資料の 177 - 2 の「平成 18 年度における独占禁止法違反事件の処理状況」に基づきまして説明させていただきます。これは例年、前年度の処理状況をまとめて公表しているものでございます。平成 18 年度の分につきましては、去る 5 月 30 日に公表いたしました。

本日お配りしました資料は、「(概要)」という 2 枚のものと、ページが多くて恐縮ですけれども、「平成 18 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」というこちらが本体になります。この 2 種類をお配りいたしております。私の説明はこの厚い本体の方でさせていただきたいと思いを。

1 枚目は事件の全体の概況です。そのこのグラフにありますように、平成 18 年度に法的措置を採りましたのが 13 件ございました。内訳は入札談合が 6 件、価格カルテルが 3 件、不公正取引が 4 件です。この中身につきましては、また後ほど触れさせていただきます。

ここ数年といえますか、かなりの期間、審判件数の増加が一つの現象として、その良し悪しは別にして現われているところでございますけれども、平成 18 年度におきましては、新たに措置を採りました違反事件に関しまして、審判手続が開始されたものはございませんでした。

資料の下の方ですが、違反の疑いがあるけれども法的措置に至らないということで、9 件の警告を行っております。

おめぐりいただきまして、課徴金の状況でございます。平成 18 年度におきまして新たに課徴金納付命令を行いましたのは、述べ 119 事業者に対して約 358 億円です。この中にはごみ焼却炉の審判審決がございまして、それを受けた課徴金納付命令も含まれておりましたが、これはすべて審判開始請求が行われましたので失効しております。それがこの失効した 270 億円にほぼ相当するものです。

実際納付命令が確定したものは、その数行下にありますように、158 事業者に対しまして約 92 億 6000 万円です。下にグラフがございまして、昨年、一昨年と比べますと、金額としては過去 2 年間は 100 億円を超えておりましたので、若干少なくともはなっておりますけれども、そこに一事業者当たりの比較を

した課徴金額を載せております。これですと6,000万円弱ということで、ここ数年の中では最も多い額になっております。

続きまして、入札談合等関与行為防止法ですけれども、平成18年度におきましては1件、国土交通省が発注いたします水門設備工事に関しまして、この法律に基づき改善措置要求を行っております。後ほどもまた触れさせていただきます。

刑事告発につきましては2件行っております。1件は、し尿処理施設に関する入札談合事件で、平成18年の5月、6月に、それぞれ企業11社、その従業員11名を告発しております。

また、名古屋市営地下鉄の建設工事に関するものにつきましては、平成19年に入ってですけれども、2月と3月に事業者5社とその従業員5名を告発しております。

なお、次のページの注にありますように、し尿処理施設につきましては既に判決も出ておりまして、すべて有罪となっております。

次に申告の状況ですが、平成18年度は5,250件ございました。前年のほぼ倍近いものでございます。とりわけ小売業におきます不当廉売に関する申告件数が、ほぼ倍増しております。

課徴金減免申請ですが、平成18年度は79件ございました。平成18年の1月からこの制度が導入されております。昨年の御報告でも1 - 3月で26件行われていると申し上げました。合わせますと105件となっております。

次に事件の処理期間でございます。以前のこの会合で古城会員からも、新しい事前説明の制度が入って審査期間が延びるのではないかという御指摘を受けました。平成18年度におきましては9か月でございます。平成16年、17年度におきます平均の審査期間は8か月ございました。後ほどもまた触れますけれども、カルテル、談合事件の場合、課徴金を同時に命じていることを考慮し、かつ、事前手続が入っていることも併せ考えますと、従来よりもむしろ事件の最終的な終結という意味においては、迅速にできているのではないかと考えております。

個別の事件でございます。いずれも既に公表した案件ですので、ここは手短かに触れさせていただきたいと思っております。入札談合6件の措置を採っております。また、刑事告発を行いました2件も、いずれも入札談合でございました。

その下に代表的な事例を4つほど掲げております。行政措置と告発、両方を行いましたし尿処理、課徴金納付命令でしたけれども、措置を採りましたトンネルの換気設備、告発を行いました名古屋の地下鉄、それと国土交通省等の発注します水門設備工事を例としてここに掲げてございます。

このうち措置のイのところでございますが、先ほども申しましたように国土

交通省発注の水門設備工事につきましては、その談合が行われておりました当時に現職でありました国土交通省の職員が、OBになっておりました元職員などを通じまして、業界の世話役に対して落札予定者の意向を表明していたことが認められました。そのため国土交通大臣に対して、入札談合等関与行為防止法に基づきます改善措置要求を行ったものです。これは既に新聞等で報じられたものですが、国の機関に対してこの法律を適用した初めての事例でございました。

ちなみに平成 19 年 6 月 18 日、国土交通省からこの改善措置要求に基づいて採りました改善措置につきまして報告をいただいたところです。

価格カルテル事件は塩化ビニールシート・タイルカーペットの 3 件でございました。

次に不公正取引の関係でございますが、優越的地位濫用につきましては、大規模小売店関係の 2 つの排除措置命令と 1 件の警告を行っております。具体的にはその下にございます、中部地区に所在しますバロー、九州地区に所在しますニシムタというホームセンター、スーパーの系統のところでございます。これら 2 件はいずれも平成 17 年の 11 月から施行されております大規模小売業者の特殊指定が適用されております。

次の不当廉売につきましても、平成 18 年に 1 件の排除措置を行っております。警告も 1 件ございます。

次のページをおめくりいただきまして、先ほど申告件数がかかなり増えていると申し上げました。措置件数、迅速処理の注意件数でございますけれども、これも増えております。平成 18 年度におきましては 1,000 件を若干超える数字になっております。その内訳の表が上にあります。酒が 600 件弱、石油製品が 250 件程度、家電製品が 150 件程度でございます。家電製品はかなり増えておまして、平成 18 年 6 月に家電製品の不当廉売に関する考え方を公表いたしておりますので、恐らくその影響もあるのかと考えております。

その他の事件としましては、除草剤の再販、農協の事業活動制限の事件を処理しております。

知的財産の分野では、法的措置を採った事例はございませんでしたけれども、下水道用の鉄ぶたに関して調査を行った結果、違反事実はなかったという公表を行っております。その際、下水道事業を行う、つまりこの鉄ぶたの発注を行います地方公共団体、あるいはその検査等を行います下水道協界に対しまして、競争性を確保するような、あるいは技術情報が流出しないような措置を指摘しております。

平成 17 年改正法が平成 18 年の 1 月から施行されておりますけれども、平成 18 年度は通年でこの改正法が適用されたいわば初めての年でございますので、

改正法の運用状況も併せてまとめてございます。

課徴金の算定率の部分ですけれども、平成 18 年度中におきましては、引き上げた率あるいは割増、早期離脱等の新たに導入あるいは改正された制度の適用はございませんでした。ただ、このうち算定率の引上げ、要は大企業の 10% の率ですけれども、これにつきましては既に 5 月 24 日にケイ酸カルシウム板の価格カルテル事件におきまして、10%の引き上げられた算定率が適用されております。

減免制度でございます。先ほど申しましたように 79 件ございます。事業者から申請がある場合には、ホームページ上で公表するという方針を採っておりますが、談合事件 6 件につきまして延べ 16 名の申請があったことを公表しております。

犯則事件につきましては、先ほど申しましたようにし尿と名古屋の 2 件でございます。平成 19 年度に入りまして、先日 5 月、6 月ですけれども、緑資源機構が発注します林道の測量設計業務につきまして刑事告発を行っております。犯則調査権限が導入されてから 3 件の告発を行っております。これは裁判管轄が地方裁判所になりましたので、最初のし尿の件が大阪、地下鉄の件が名古屋、そして今度の緑資源の件は東京地裁で審理が行われる、あるいは行われたということでございます。

排除措置の事前手続でございます。同時化ということで、8 件で同時に排除措置と課徴金の措置をしております。また、事前手続に関しては証拠説明等を行っております、51 事業者から申出がございまして、証拠説明を行っております。

次に審判審決の関係です。平成 18 年度中に係属しました審判事件は 144 件でございます。相変わらず高水準ではございますけれども、平成 16 年度に新たに審判開始を行いましたのは 16 件で、審決を行いましたのは 98 件です。内訳は審判審決が 10 件、同意審決が 44 件、課徴金審決が 46 件でございます、平成 19 年度に繰り越しましたのは 86 事件となっております。

それぞれの内訳は審判審決が、私的独占に関するものが 2 件、不当な取引制限に関するものが 8 件、同意審決は新潟の事件を中心にかなり多数のものがございました。課徴金納付命令の審決は、一社一社審決が出されますのでかなり多い件数となっております。千葉、新潟、高槻などの談合事件が多くなっております。

審決取消請求の関係でございます。年度当初は係属 2 件ございましたけれども、その後 6 件取消請求が提起されております。その結果、年度末で 7 件が係属しております。

私の説明は以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの平成 18 年度ですから、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年の 3 月 31 日までの独占禁止法違反の処理状況について御説明いただきました。どうぞ御質問、御意見がございましたら御自由にお願いいたします。

古城会員 犯則調査について記述がございますが、これは犯則調査をした上で告発した事件と、告発まで至らなかった事件というのも目下あると思うんですけれども、それはどれぐらいの割合になっているのでしょうか。

山田管理企画課長 これまでに犯則調査権限を用いて調査を行いましたものは、すべて告発しております。

古城会員 そうすると、犯則調査の使い方というのは、疑いがあるのは素早く切り替えて犯則調査をやるというやり方もあると思うんですけれども、かなり告発するという見込みが出てから切り替えられているんですか。

山田管理企画課長 犯則調査の情報としての端緒としましては、当初から犯則相当であるということ始める場合と、行政調査を行いました過程で犯則調査が必要であるといえますか、告発相当と思われるということ切り替える場合とがございます。

いずれの場合にも、やはり告発相当であるという心証を得た段階では、速やかに犯則調査に切り替えております。そのためにどれだけの調査を要するのかというのは、事案によって異なるかと思えます。名古屋の地下鉄の事件に関しましては、事前に行政調査、立入検査等は行っておりませんので、そういう事案もございます。

樫野会員 課徴金の減免制度で、事業者から申出があればその事業者名を公表するというこの趣旨と、申出をする事業者というのはどういう意図でこういう公表を希望するのでしょうか。

山田管理企画課長 まず、課徴金減免申請は当然事後の申請もありますけれども、調査開始前に自ら申し出ていただくことが一番大きなポイントだろうと思っております。となりますと、その申出を行いました課徴金の減免申請者を保護する必要がありますので、基本的に公正取引委員会の側から、減免申請者は誰であるのかは公表はしないという方針です。

ただ、独占禁止法違反として行政処分なりを受けますと、今度は発注機関の方から指名停止措置を受けることがございます。

現在、国土交通省等が行っております指名停止の基準としましては、かなり指名停止期間が厳しく長くなってきております。その中で課徴金減免の適用を受けた事業者に対しましては、一部自治体では減免率に応じてというところもございますけれども、本来の指名停止期間から基本的に 2 分の 1 に短縮をする。ただし、そのためには減免適用者であることが、公認されている必要があると

いう趣旨の方針を採っております。

そこで、この両者に折合いをつけるということで、減免申請者の側から適用を受けたことを公表してほしいという申請、申出がありました場合には、それを受けまして公正取引委員会のホームページ上で減免の適用を受けたこと、適用率について掲示するという方針を採ったものでございます。ですので、御指摘の後半の部分でございますけれども、大きな目的としましては、発注者から受けることとなります指名停止の軽減を期待する。ほぼこれまでのところ、減免適用を受けた者については必ず2分の1なら2分の1という期間短縮を受けておりますので、その効果はあるのではないかと思います。

また、それに加えて、ここは若干推測も含めてでございますけれども、減免申請を行ったということは、要はコンプライアンスをきちんとやっているということ。つまり、減免申請を行います際には、社内で十分な調査を行った上で、きちんとした報告をしないとそもそも申請として認められない可能性もありますので、そうした意味でまた最後まで公正取引委員会の求めに応じて調査には従ってきたということも含めて、きちんとしたコンプライアンスをやっているんだということを対外的に示せるという意味もあるのかという風には思います。

根岸会長 ほかにどうぞ。

平田会員 平成19年1月の終わりにEU委員会が、日本とヨーロッパの重電設備会社による変電用設備の国際カルテルに関しまして、10社に制裁金の納付命令を出しました。これはEUのいうとおりだとすると市場分割ですから、日本の独占禁止法に照らしても問題はあるだろうと思うんですね。

調べてみたところ、日本の企業は大体平成16年の5月の初めまでカルテルを結んでいたというのが、EU委員会の認識です。新法では時効は3年になりましたから、平成19年5月の初めまでに行政処分をすれば間に合うといえますか、対応できたはずですが、これにはどういようように対応されたのでしょうか。

根岸会長 お答えができるのであればどうぞ。

山田管理企画課長 申し訳ございませんが、個別の案件に対しましては、お答えを差し控えさせていただきます。

根岸会長 分かります。それは私が答えるわけにはいかないけれども、私は全然知りません。知りませんが、今のは平成17年の改正では日本で措置を命ぜられるのは3年ですよ。でも、その前に起こったものは1年ですよ。したがって、これはその事件ではないかという気もしますが、それはお答えできませんので、それはそうなんでしょうね。違いますか。

山田管理企画課長 排除措置を命じられる期間に関して申し上げますと、今会長の御指

摘がございましたように、平成 17 年の改正を受けまして 3 年とされており
ます。それはこの法律の改正の施行日でございます平成 18 年 1 月 4 日の時点に
おいて、違反行為を終了してから 1 年を経過していない事案、平たく申せば平
成 17 年の 1 月 4 日より後に終期が来ているものについては、排除措置を命ぜ
られる期間が延びておりますけれども、それ以前に終了したものは旧法が適用
されまして 1 年ということになります。

根岸会長 そうですね。いや、私はもちろん全然知りませんので、全く勝手な推測です。
しかし、課徴金は命じられるのではないかと思います。課徴金はそのときから
3 年でしたよね。だから、そういうことは多分あり得たと思います。しかし、
いま平田会員がおっしゃったように、あの事件で日本で一体課徴金は命じられ
るのでしょうかねという問題がありますよね。村上先生、舟田先生、いかがで
しょうか。

つまり、E C ではあれは市場分割ですから、詳細はもちろん分かりません。
これは全く推測ですが、日本の企業は E U に行かない。E U の企業は日本に来
ないですよ。したがって、日本の企業は E U での売上げはないわけです。し
かし、ないけれどもそれに対して課徴金がかかっているわけですよ。それは E U
というか E C 競争法の仕組みがそうになっていて、別に（売上げは）なくても制
裁なんだから全世界の売上高の 10% 以下というのが上限になっていて、それ
をいろいろ考えて課徴金を命じることとはできるとなっているから、恐らく E C
では命じられるんですよ。

しかし、この E U の企業が日本に来ないということは、日本の市場での競争
が制限されたわけだから、それは確かに日本の消費者は安く、あるいはたくさ
んのものが手に入れないという被害はありますよね。

しかし、E U の企業が日本に売上額がないというときに、日本の独占禁止法
の課徴金の納付を命じられるかというのは、私なんかは直感的に難しそうだ
と思うのですが、どうなのでしょう。会員の方でも結構ですし、あるいは公正
取引委員会の方で差し支えがなければどうぞ。

竹島委員長 まさにそういう国際カルテルを公正取引委員会がやりたいと思っ
ているわけですが、現実は今の時効の話みたいなものがあります。それから、報じら
れているところ、スイスの企業が E U に持っていった件ですが、これもリーニ
エンシーなんですね。

ところが、日本にはスイスの企業は持ってきてない。きちんとした情報が入
らなければどうにもならないという現実がある。ほかにもありますけれども、
今までの国際カルテルのケースはいわば市場分割で、お互いのマーケットは乗
り入れをしないぞというのがよくあるわけです。この場合、それに加担したア
メリカでもヨーロッパの企業でもいれば、日本の独占禁止法にも触れることが

ら、やめなさいということはいえます。

ところが、根岸先生がおっしゃったように、日本国内に売上げがない場合には、日本において課徴金をかけることはできません。一方で、EUはそういうことでお構いなしにかけている。さて、これは将来的に国際的な問題として議論されるべき話だと思っています。

言い過ぎになりますが、EUは制裁金といっても裁量型なので、何も実際にEU域内に売上げがあったEUの企業と売上げがない日本の企業に同じ制裁金をかけるというのは、妥当なのかと私は個人的に思っています。かけるにしても半分にするとか、3分の1にするとか、やりようがあるはずで、それを世界市場におけるシェアを持ってきてどかんとかけているわけですね。これは当然欧州裁判所で議論になって、どんなことになるか私も興味を持っていますが、いずれにしても現実はそういうことになっています。

ですから、下手をすると制裁金をかけ合うみたいなことにこれからなるので、そういうことが本当にいいのか。しかもこれが半端なわけではなくて、130億円を超えるような額ですから、これはもしも合意ができれば、例えばICNとかOECDとか、特にOECDだと思いますが、そういう場で将来こういうことについて、ハーモナイゼーションというような見地からも非常に大事なテーマとしたいと思います。

今は何か早い者勝ちみたいな感じで、自分のところの法律はこうだからかけますよというのは、昔の関税をかけ合ったみたいなことになりかねないので、いかななものかなと思っていますが、現状はそういうことなので、日本の独占禁止法も、そういう具体的な事例に接すると、なおのことやはり欧米と同じような体制を持っていなければうまくいかない。調整をするといっても、そもそも相手が土俵に乗ってこないというようなことになるのかなと思っています。

根岸会長 ありがとうございます。どうぞ、ほかにございますでしょうか。 ないですか。ないならまた私が質問しますね。

大変申し訳ありませんが、皆さん方に御意見を伺いたいと思うんですけれども、この知的財産分野で地方公共団体向けの下水道鉄ぶたというのがありますね。こういう事件で分析、この具体的な事件についてどうというのではないんですが、一方ではこの知的財産権立国と呼んでいるわけです。そして一方では、特許権を持っている者がちゃんと自分の権利を行使してどんどん稼いだらいいじゃないかという議論なんですけれども、他方で、いや、競争入札ですということになって、その1社だけではだめだといって、地方公共団体は入札をするときにその権利を持っている者に対してみんなライセンスしようと。ライセンスしてちゃんと競争業者を作った上で入札に応じると、これで時々談合にな

ったりすることももちろんあるわけです。そういう問題についてどういうふう
に考えたらいいのかというのは、私はよく分からないところがあります。

つまり、その技術自体が大したことないというものであればそうなのかもしれ
ませんが、せっかく汗水たらして立派な技術の権利を確立したものが、ある
ものを入札で納入しようとしたときに、おまえの権利についてはほかにみんな
ライセンスしろと。それで競争入札の競争性を確保するというのは、いかがな
ものかという気もするわけです。

したがって、その知的財産の権利をしっかりと行使するという問題と競争入札
との関係について、どういうふうに考えたらいいのか。私も本当はよく分から
ないのでありまして、もしお時間が許せば皆様方の御意見を伺いたいと思っ
ておりますが、いかがなものでしょうか。私がいっている今のような問題提起は
そもそもおかしいのか、おかしくなくて難しいんだということなのかというこ
とですけれども、どういうふうに思われますでしょうか。

舟田会員 だから、この鉄ぶたに限らず一般的に、もしもそのようにライセンスは何も
ほかに付託しなくていいということになりますと、逆に今度は地方公共団体は
日之出水道機器というその会社の持っている知的財産権に絞ることには、もの
すごく躊躇することになると思うんですね。本当にその特許権でなければだめ
なのかというふうに思って、そうすると今度は探さなければならない。

しかし、世界にはほかのいろいろな技術があって、どれが日之出と同じぐら
いなのかとかよく分からないかもしれない。従来からあれは大丈夫だといわれ
ていて、しかももう日本全国で大体使っているらしいから、量産体制もできて
いる。ノウハウというか、やり方も分かっている。それならそれを使って問題
ないでしょう。

しかし、製造まで独占というのはどうかなと思います。全く素人の予想で考
えてみたんですけれども、いかがでしょうか。そういう理由でライセンス強制
といいますが、競争入札に適するようにしたのではないかという推測です。

根岸会長 それはおっしゃるとおり特許権というか、もしそういうものを持っていたら
その人から調達することになって、随意契約みたいなことになりますよね。そ
れはそうです。

しかし一方では、そういう知的財産権は権利強化といっているわけでしょう。
しかしながら、自分はそれを独占できないわけですね。そして、ライセンス
しなさいといっている。ライセンスしなさいといったら、それはやはり特許権
を持っている人は何か自分に見入りがいいように何かいうというのが人情の
ような気もする。したがって、時々これは談合になるわけですね。

この事件も分かりませんが、以前に談合事件だったと思うんです。したがっ
て、こういう問題についてはどういうふう考えるべきかということについて、

私もよく分からないんです。しかし、多分どちらも安易だというか、とにかく競争入札だから数だけ揃えたい。そのためにはライセンスをみんなにしるというわけです。これもやはりおかしいといえればおかしい。

では、随意契約で行くか。しかし、それは本当にその技術が特許権でその人しかないのであれば、代替的技術がなければそれはしようがないのであって、それは独占的利益を得るべきではないかという気もするわけです。申し訳ありません、ひょっとすると個人的興味なのかもしれません。

しかし、個人的興味ではなくて、こういう問題がずっと昔からありまして、どこの自治体でもそういうことをやっているんですね。それが場合によっては談合に結びつくと。でも、ある意味で談合は気の毒だとはいえませんが、やはり気の毒なところもあるんですね。何で自分が持っている技術をみんなにライセンスしなければならぬのか。

ライセンスするときに多分高いライセンス料を取ったら、これはまた競争にならないから困りますというような問題が起こりますよね。そうすると、何かそこで調整しなければならぬという問題が起こるのではないかという気がするというわけです。

山田局長 本件は地方公共団体が特定のメーカーの製品を指定していたわけで、他のメーカーがその製品を販売するためにはその特許等の知的財産権を持っている特定のメーカーからライセンスを受けて、製造・販売しなければいけないわけです。しかし、今御指摘がありましたように、ライセンスするときに無償で競争者にライセンスしなければならないという仕組みにはなっていません。それから、ある程度、幾つ作るかとかそういうことも制限することそれ自体は構わないといっているわけですが、私たちが問題にしたのは、それ以上に、例えば製品の販売価格とか、販売先とか、知的財産権の権利の行使を越えて、競争制限的な効果があるかどうかということで、今回調査したものでございます。

根岸会長 この事件の処理としては多分そういうことなので、それ自体が問題だとは私は全く思いませんが、基本的にどう考えるかという問題ですね。

村上会員 私は基本的に同じなので、それは個別事例の話ですからいろいろな事情があるのですが、できる限り白黒はきちんと分かるような処理をしてもらいたいというのが、一般的な話になります。

それと先ほどのECの国際カルテルの話ですが、基本的に結論は非常に明白な話なのであって、EUのように日本でも国際カルテルに対して制裁をきちんと課そうと思ったら、今のような制裁金額を売上額の何%とするような、いわゆる制裁金額について裁量性のない制度では通用しないのであって、まさしく制裁金額について裁量性を持つような制度にしなければ、国際的市場分割につ

いては動かない。だからこそ、長期的には制裁金額について裁量性を持たせるような制度が望ましいと思います。

それからもう一つは、国際的な市場分割をやられた場合には、各国は自分たちの域内への悪影響を考えて対応しますが、まずは金額について裁量性を持たないとそういう事件では適用にならない。そういう意味で、いわゆる金額についての裁量性を持たせるような制度を作らない限りは、ずっとそういう国際的市場分割については、日本では行政上の措置を採れないという事例が出てきてもやむを得ない話になろうと思います。

それからもう一つが、先ほどの話で、各国競争当局とも基本的には自分たちの域内への悪影響を見て、制裁金額を計算していくべきだというのはそのとおりだと思います。ただ、同じ一つの国際カルテルなので、その金額の算定の仕方は実に難しい感じなわけです。

そうすると、やることはやはり各国で制裁金額の実際にかけた金額、及びかけるであろう金額を頭に置きながら、それを考慮しながら各国当局が、自分たちのところの域内に悪影響が起きた程度を判断して、金額を最後は決めていかなければならないだろう。そういう意味では実質的に金額調整せざるを得ない話で、国際課税の原則と同じような話なので、当局間で最終的な金額についての調整をやるのと同じような感覚で決定せざるを得ない。したがって、そういう意味での日本国内でかける場合の金額は、アメリカとかEUでかけた金額とのバランスも考慮して、どのぐらいが正しいかという金額を算定する。それでもアメリカ、EUでかけた金額を考慮するためには、やはり制裁金額、日本の課徴金について裁量性がないと、そもそもその裁量権が行使できないし、その金額算定はできないという話です。なので、将来的には日本の課徴金というか制裁金に対して、いずれの意味での裁量性を持たせるべきだという、その議論に尽きるのかという気はいたしております。

竹島委員長 これはせっかくの村上先生のお話だけれども、私はその裁量性の話ではないと思います。EUは世界の全売上げの10%を上限に制裁をかけられるということになっていて、自分の域内資本に影響があったと思っているから日本の企業にかけているんでしょうけれども、日本の場合はもう国内売上げがなかったら、現行制度では裁量性があるがなかろうが、一律であろうが、売上げがなかったらかけられないというのが現行の日本の制度なんです。だから、その裁量性は別の話だと思うんです。日本でもこれは制裁だと、売上げがなくてもかけるんだという構成にすればかけられるわけです。現実にEUがかけている。

これは今村上教授がおっしゃったようなことで、税の世界ではアメリカに輸出したらどこでどれだけ儲けたと、アメリカ側の法人所得にすべきか、日本の

法人所得にすべきかというのは、移転価格税制で大変大きな問題になっている。これはちゃんと税額に基づいて国税当局同士が交渉して、その場合は半分ずつにしましょうとか、これは3対7に分けましょうとかということを経営者がやっているわけです。

では、この競争法の世界がそこまでできるかといったらよく分かりませんが、本当に望ましいのはそれぞれのマーケット、侵された国の当局がきちんとやるというのが本来あるべき姿です。早い者勝ちみたいな形で、EUはやります、アメリカもやりました、日本はやれません、では一方的にやられるばかりです、なんていうのでは本当はおかしい。ですので、望ましいのはきちんとした国際条約か協定か何かがあって、お互い分担して捜査しましょう、課徴金なら課徴金、制裁金なら制裁金をかけましょうということにしていかなければならないのではないかと考えています。

村上会員 最初の論点というのはまさしく裁量性なので、例えば課徴金であっても、仮に上限金額を固定金額で幾らという形で裁量性を持たせるならばかけることができます。

現行徴金額というのが当該商品売上げの一定比率で、しかも確定金額に計算せざるを得ないからそういう議論があるので、例えば固定金額を上限金額にして、それで裁量性を持たせるという形のいわゆるアメリカ・ヨーロッパ型の制度制裁金ならば、それはかけられるという話です。

それともう一つは、EUでかけている場合であっても、自分たちの域内の影響を見て、仮に日本企業がEUのマーケットに入ってきたならば、EU域内での競争はやはり促進されるのであって、物は安くなるだろう。そこでEU市場への悪影響があるから、国際市場分割協定を打っているのだから、事情は日本の場合でも同じなので、ヨーロッパ企業が日本にどんどん入ってくれば、日本市場で競争は促進されて、いろいろな価格とかに影響があるだろうから、それを加味しながら日本で制裁金額を決めるという形の話をやればいい。

そうすると、やはり当局は自分の管轄圏内、域内の話を中心に見ているのだから、そこでも足し算してトータルになると、全体の金額が大きくなるとか何とかという議論は出ます。ですので、それはEU域内において、例えばドイツで制裁金をかけた場合に、EC委員会が次にかける場合には、その金額は考慮して、最終金額を決定しています。そういう意味での各国の全体の金額のバランスを見る場合に裁量性があればそういうことが自由にできるけれども、そこがないとかなり硬直的な運用になって、うまく運用はできないだろうという趣旨です。

根岸会長 ありがとうございます。今の問題はまたこれからの議論になると思いますので、また機会があればこの懇談会でも御議論をいただきたいと思います。あ

りがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、次に移らせていただきたいと思います。それでは、景品表示法と下請法の平成 18 年度の処理状況ということで、続けて説明をお願いしたいと思います。まず、景品表示法は岡田取引部景品表示監視室長からお願いし、下請法につきましては、石垣取引部下請取引調査室長に御説明をお願いいたします。では、お願いいたします。

岡田室長 景品表示監視室の岡田でございます。それでは、177 - 3 の資料に基づきまして説明いたします。これは先ほどの審査の概要と同様、平成 19 年 5 月 23 日に公表したものでございまして、2 枚目の厚い方のペーパーで説明させていただきたいと思います。

まず、処理状況で事件処理件数と書いてありますとおり、排除命令は 32 件、警告 7 件、注意 650 件、トータル 689 件という処理をいたしました。排除命令、警告ともすべて表示事件であります。また、排除命令につきましては、昭和 48 年度の 33 件に次ぐ昭和 49 年度以降最高の 32 件でございます。

また、このほか景品表示法第 4 条第 2 項、いわゆる不実証広告規制でございますけれども、これに基づきまして 6 件の排除命令を行っております。この制度は平成 15 年 11 月から施行されておまして、平成 16 年度の排除命令が 2 件、平成 17 年度 5 件、平成 18 年度 6 件ということで、運用は定着してきている状況が伺われると思っております。

次に新規発生件数でございますけれども、ここに書いてありますとおり、申告は昨年度 1,035 件が 1,874 件と非常に増えている状況でございます。

それでは、1 枚めくっていただきまして、具体的な排除命令件数、事案について若干説明いたします。役務取引分野における不当表示ということで、合計 11 件の排除命令を行っております。これは時代に即した消費者ニーズの高い分野を取り上げるということからも、いわゆる結婚情報サービスの事業者に対して 2 件やっております。

また、教育施設の学費返還に係る不当表示ということで、これはいわゆるアニメーション学校が行ったものでございまして、学費よみがえり制度で前納した学費をすべて返還するかなのような表示をしていましたが、その 3 割は返還しないという非常に悪質な事案でございました。このほか予備校の国家試験合格実績に係る不当表示、ゆうパックの配達時間に係る不当表示、学習塾の合格実績に係る不当表示、有料老人ホームに係る不当表示があります。有料老人ホームにつきましては、毎年この程度の件数の排除命令を行っております。平成 18 年度におきましては中国地区の老人ホーム 3 社に対して排除命令を行っているということでございます。

このほか、注文住宅業者の着工棟数実績の表示は、皆さんも御存じかと思い

まずけれども、タマホームの事例でございます。全国ネットのテレビCMあるいは新聞広告で、日本一とうたっていたというものですけれども、実態は地域間の事業者間で1位だったということで、我が国で1位という実績はないというものでございました。

次に金融分野でございまして、新生銀行に対する件です。銀行に対する排除命令としては初めての事案ということでございました。この事案は高金利をうたう商品で、パワー定期プラスという円定期預金に係る不当表示でございますけれども、この商品は、途中解約すると必ず元本割れをするというような、金利が高い割に非常にリスクが高い商品ということでございました。

次に効能効果の表示で景品表示法4条2項を適用したものが4件でございます。このうち3番目の「足延長術」及び「小顔整形術」は役務取引の事案でございますが、役務取引におきまして、景品表示法4条2項を適用したというのはこの件が初めてでございます。

次に地域ブランドに係る不当表示でございまして、地域ブランドに関しましては、消費者取引の適正化を図るという観点から、景品表示法を厳正に適用していくというような流れにあります。そういう観点からも6件について排除命令を行ったということでございます。

一つはズワイガニに係る不当表示で、日本海の城之崎のものであるかのような表示をしていたが、実際には外国産のカニであったというものです。このほか、湯の花の不当表示です。長年草津温泉で売られていた湯の花と表示されていた入浴剤の中に、実際には原油から製造された原料が使用されていたというものでございます。

次に健康食品の含有成分に係る不当表示があり全部で6件排除命令を行っております。消費者の健康志向ということで、今後もこういった不当表示は続くのではないかと考えております。

次に警告は7件行っておりまして、このうち携帯電話役務に係る事案はソフトバンクのゼロ円表示についてのものがございます。消費者からの訴えも多い事案でありました。この事案はどこの社の携帯電話利用者間においても通話料がゼロ円である、無料であるというような表示をしていながら、実際にはソフトバンク同士だけ無料だったという事案です。

このほか、金融分野に係る不当表示ということで住宅ローンに係る事案があります。これはみずほ銀行に対するものでございまして、住宅ローンの金利について表示された金利よりも、実際には高い金利が適用されたという事例です。

なお、携帯電話の表示については、ソフトバンクに対し警告するとともに、NTTドコモ及びKDDIに対しましても同時に注意を行い、併せて一般消費者への情報提供という観点から注意を含め公表を行ったところであります。

続きまして3ページに行きます。私どもの事件審査と並行いたしました、当該業界において広く不当表示が行われているというような問題のある分野につきましては、適宜要望を行っているわけでございます。先ほど申しましたみずほ銀行に対する警告に併せて、全国銀行公正取引協議会に対し表示の適正化の要望を行っております。また、携帯電話事業者3社に対する警告・注意におきましては、電気通信事業者協会に対し、より分かりやすい情報を提供し適正な表示を行うよう要望を行っております。

続きまして4ページでございます。審判の状況ですが、平成18年度中に審判請求が行われた事件ということで5件でございます。このうち3件は景品表示法4条2項を適用した案件で初めての審判ということ。公正取引委員会は関係人から表示の根拠として提出された資料は合理的根拠がないという認定を行ったわけですが、相手方は合理的根拠があるということで、そこが争点になっている事案でございます。

次に5ページの都道府県の状況ですが、都道府県も景品表示法を運用しております、指示という公表を伴う措置ができるようになっております。例年、ここに書いてある程度の件数の指示を行っているわけですが、平成18年度の特徴といたしましては、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、5都県が共同してミシンに対するおとり事件を調査し、事業者に対してこの5都県が同時に指示を行ったということが大きな特徴ではないかと考えております。

私からは以上です。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、石垣室長、お願いいたします。

石垣室長 石垣でございます。お手元の177-4の資料につきまして説明いたします。これも平成19年5月23日に公表したものであります。

まず、第1に下請法の運用状況とありますが、書面調査について申し上げますと、御存知のとおり、下請取引におきまして申告するというのは大変つらい、厳しいものがありまして、申告が期待できないということから、親事業者に対し書面調査を行い、その際に入手した下請事業者名簿に基づきまして、さらに下請事業者にも調査票を送るというような調査活動をしております。

親事業者に対します書面調査は、例年3万件程度発送しております。平成18年度におきましては、1,000件程度減っておりますが、これは前年度においてあて先不明等で返ってきた等の関係で減ったものです。

平成19年度につきましては、名簿を補充するなどして従前の数まで持っていきたいと考えております。その関係で下請事業者に対します書面調査の件数も、例年17万件でございましたけれども若干減っております。

次に違反行為に対する措置ですが、措置としましては法的措置である勧告、

実質的には中身は行政指導であります。昨年度は 11 件行っております。また、いわゆる行政指導である警告につきましては、2,927 件行っております。

下請法の場合に違反があるかないかにつきましては、極めて機械的、形式的な手法に基づいて判断できるようになっている部分がありまして、勧告につきましては違反によって被る下請事業者の不利益が非常に大きいというようなものについて行っております。それに至らないものあるいは違反のおそれのあるようなものについて警告を行っているところです。

勧告件数につきましては、このグラフのように法改正後、すなわち役務委託等が適用対象となった以降の推移でいきますと、4 件、10 件、11 件と順調に数を上げてきておりまして、勧告公表制度が定着していると見ております。件数的には昭和 52 年に 15 件という勧告件数がございましたけれども、昭和 53 年以降ではそれに準ずる件数となっています。勧告につきましては、別の詳細な資料の方の 10 ページ以下にこの 11 件の内訳がございますが、そのうちの特徴的なものを 3 点だけ御紹介させていただきます。

まず、12 ページのイズミヤに対する件がございます。これはこの下から 4 行目あたりに出ておりますが、通常その下請代金からの減額といいますが、下請代金との相殺によって行うケースが多いのですが、これはイズミヤの銀行口座に別途支払わせるというような形で減額したものです。こういった形で減額したケースは、平成 16 年度以降では初めてとなっております。

それから、13 ページにあります東陶メンテナンス株式会社に対する件におきましては、トンネル会社の規定を適用した平成 16 年以降では初めてのケースです。

トンネル会社規定と申しますのは、親事業者となるためには 1,000 万超とならなければいけないというようなことが定められているわけですが、脱法的に行うために、例えば何十億という資本金の親事業者が資本金 900 万ぐらいの会社を設立します。そして、そこに委託し、さらにそこから下請業者に委託すると、下請法の適用を免れるというようなことを防止するための規定がありますが、この東陶メンテナンスではその規定を使ったものであります。

それから 14 ページに参りまして、株式会社ルシアンに対する件がございます。これは関西地方で「歩引き」と称しまして、相当以前から商慣行として代金から一定率を差し引くことが広く行われていたというものです。それに対しまして、再三こちらから周知徹底を図ってきたわけですが、その後も違反を繰り返したということで、勧告をしたケースです。これらの勧告したケースは、適用法条でいいますと、すべて下請代金からの減額という違反行為であります。

次に概要ペーパーに戻りまして、警告件数について申し上げますと、平成

16年度の2,600件程度から平成17年度の4,000件と大きく増えた後、平成18年度におきましては3,000件程度ということで、前年比で27%減っております。特に役務委託等につきましては55%の減となっております。この中身につきましては、この枠の中にございますとおり、書面交付義務違反等の手続規定の違反件数が大きく減少したことが原因かと考えております。

役務委託等につきましては、平成16年から新たに適用対象となった分野であり、下請取引の公正化のためには書面交付をきちんとやってもらうことが極めて大事だということで、初年度（平成16年度）から積極的に書面交付義務違反の適正化のための注意文書の送付、警告等を精力的に行ってきたわけですが、その効果といえますか、それが影響した部分があると考えております。

違反行為の類型別の概要につきましては、詳細文書の2ページから説明したいと思います。2ページの下段の(2)に違反行為の類型というものがございます。アのところで違反行為の類型別に見ますと、大きく分けると書面交付義務違反、これには記載不備も含まれますけれどもこういったもの。書類保存義務違反、こういった手続違反と受領拒否等の実体規定違反と大きく分けて2種類ありますが、違反件数の大体70%以上は手続規定違反に係るものであり、30%弱程度が実体規定違反に係るものであります。

実体規定違反の行為類型別の内訳として見てみますと、一番多いのが下請代金の支払遅延でありまして、次が長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付であります。3番目が下請代金の減額という順番となっております。違反件数そのものは、先ほど申し上げましたとおり、全体的に27%の減になっておりますので絶対数は落ちております。しかし、違反件数の多い順番でいいますと、今のような順番になっていまして、昨年と比べますと2位と3位が入れ替わっている状況にあります。

次にこれを製造委託と役務委託について見てみますと、製造委託につきましてはほぼ前年度と横ばいの状況にあります。そして、4ページに行きますと、役務委託等に係る処理状況がありますが、役務委託につきましては、先ほど申し上げましたとおり55%の減少となっております。支払遅延等についても少なくなっているわけですが、違反行為全体の中で順位を考えると、やはり一番多いのが下請代金の支払遅延、2番目が減額、3番目がやり直しあるいは購入等の強制というようになっております。特徴としましては、支払遅延のウエートが製造委託に比べて大きいということと、長期手形の違反が極めて少ないということです。

次に5ページに参りまして、発注書面の交付状況でございます。このグラフにありますとおり、一度も発注書面を交付しない、あるいは一部の事業者につ

いては発注書面を交付していないというような割合を調べているわけですが、平成 16 年度から 3 年間の推移を見ますと、平成 16 年度については一部でも違反があったものは 21.8% あったものが、平成 18 年度には 10.8%、これは製造委託等でございますが、こういうふうに改善されております。また、役務委託等についても 40.8% から 23.5% というように、改善されている状況にあります。

次に 6 ページに参りまして、下請代金を減額した場合については、その額を返還するよう指導しております。また、下請代金の遅延があった場合につきましても、遅延利息の支払いをするよう行政指導しております。その結果、この表にありますとおり、平成 18 年度におきましては、45 社の親事業者に対し総額で 5 億 5000 万円ほどの返還を指導しております。遅延利息につきましては、59 社に対し 2858 万円の返還指導、支払い指導をしているところであります。

簡単であります。以上で終わります。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの平成 18 年度の景品表示法違反の事件処理と下請法違反の処理状況について御説明いただきましたので、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

佐野会員 景品表示法のところでお聞きしたいのですが、私たちがものを選んで買うときの目安は、非常に大きな部分が表示ということで、景品表示法を重要視しているわけですが、この今年度の警告というのは昨年と比べて非常に少なくなっています。私たちは、公正取引委員会が何か慎重になり過ぎていらっしゃるのではないかというような気がしています。なぜこんなに減ったのでしょうか。

それからもう一つは注意についてです。注意が 600 件以上あります。この注意をするということは違反のおそれがあるとか、このまま続けていくと何かしら起こる可能性があるので、対処するべきであるというふうに私たちは理解していますが、注意をした後の公正取引委員会のフォローアップは、どういう形で行われているのかということをお聞きしたい。

それからもう一つ、はちみつの話をお聞きしたいんです。はちみつの公正競争規約の件は、私たち消費者にとっては非常にショックな事件でありました。資料の 8 ページの上の方にも書かれておりますけれども、「公正取引協議会等に対して設定された公正競争規約が、適正に運用されるよう指導・助言を行ってきているところですよ」というのは、どんな指導・助言を行ってきただのかを説明していただきたいと思います。

岡田室長 それでは、私から答えられる範囲で答えさせていただきます。まず、警告が減ったかということですが、確かに数字的には減っているわけですが、基本的には我々としては法的措置を目指して仕事をしていくということです。法的措置でございますので、いろいろ調査に時間がかかるということがござい

まして、法的措置は平成 18 年より 4 件増えているということで、その結果警告が減ったということはあると考えております。

それから、注意でございますけれども非常に件数が多いわけでございます。注意につきましては、違反につながるおそれがあることから行っており、相手方に何かを求めるといっていただけではございません。私どもとしては、注意を喚起すれば表示は改められるであろうという期待のもとに行っているということでございまして、注意にもかかわらず繰り返しやっているということであれば、当然更にその上の措置を採っていくことになるかと思っております。

その事例といたしましては、たしか平成 18 年度の J A L の航空運賃の不当表示ということで、排除命令をしています。この件につきましては同様の行為に対し、一度注意をしたにもかかわらず行っていたということです。注意したにもかかわらず再度同様の表示をするということであれば、当然それ以上の措置を採らざるを得ないということで、対応しているということです。

根岸会長 はちみつの方もお願いします。

鵜瀬取引部長 取引部長の鵜瀬でございます。はちみつ公正取引協議会の件についてご指摘がございました。幾つかの報道がございますけれども、はちみつ公正取引協議会の規約の運用が不適切であったという趣旨の報道であったと思っております。

具体的には二つありまして、一つは、はちみつ公正取引協議会では、会員の製品を毎年試買検査をして分析に出す。分析の結果、疑いがある。異性化糖ですけれども、はちみつに何か混ぜ物をしている可能性があるものが見つかった場合には、注意をするという処理をしてきた。その注意をするときによく調べていなかったということが 1 点ございます。

それから、分析方法が幾つかあるわけですが、別な分析方法で問題が出たものについて、より重い警告措置を採っているわけですが、規約上警告措置を採った場合には、公正取引委員会に報告をすることになっていたのに、個別、具体的な報告がなかったと、この二つでございます。

いずれも私どもとしても問題があると思っております。

指導・助言しているという具体的な内容についての御質問ですけれども、これは常日ごろから各公正取引協議会に運用状況について連絡を取るようしております。例えば、総会の資料を見たりということをしておりますので、その過程ではちみつ公正取引協議会についても、もしこの注意はどうやって調べているのかというふうに聞けば、試買検査会で出たものを分析に出します、そして、分析結果の白黒というか、分析結果上グレーということですが、グレーのものについてはそれ以上のヒアリングをしないまま注意をしていたという事実は、恐らく把握できたと思っております。また、把握すればもう少し調べた方がいいのではないかとか、あるいは相手のいい分を聞いた方がいいのでは

ないかというような助言はできたかと思しますので、その点については私どもの見落としだと思えます。

今後につきましては、もう少しその点は具体的な状況把握に努めたいということで、これは、はちみつ公正取引協議会に限らず、ほかの規約は現在 105 件ございまして、運用団体としては 82 団体あるわけでございますけれども、規約運用団体について全体に、改めて運用状況について実態調査をするという予定にしております。

また、はちみつ公正取引協議会の不当表示の疑いのある事案の処理につきましては、注意で済ませたものが 13 件あったわけですが、これについて改めて具体的な調査をして、しかもその第三者の委員会を組織して調べ直すことにしております、この進め方についても監視していきたいと考えております。

根岸会長 ほかによろしいですか。はい、どうぞ。

三村会員 下請法についてお伺いしたいと思います。そこに下請法に関しましては実態を示すのが難しいということで、本人調査をやるということで、これについての流れはこれからも是非強化していただきたいと思っておりますが、先ほどのルシアンケースにつきましても、まだこんな話が残っているのかという感じもいたします。

そうしますと、例えば 6 ページ、7 ページと下請法の普及啓発で、これまでも長年恐らく地道にやっていたいただいていると思うんですが、何かもう少し本当の意味で改善に結びつくような効果あるやり方とか、体制とかはないのだろうかというような感じを受けたことがございます。

例えば、下請取引改善協力委員という方がどういうお立場であるのかとか。それから、先ほど 2 ページを見ましたときに、例えば処理状況の中では申告が 100 で中小企業庁長官からは 1 であるとかと話しますと、やはり下請法の位置付けがどちらかというところとパニッシュメントというところが何かあるような印象があります。もう少しそれを使いながら、業界の取引改善という形の中で、有効化できるというような形での法律の趣旨の生かし方というのがないのかなという感じがいたしました。せっかくある大変大事な法律でございますので、そのような生かし方についてももう少し今後何か対応とか、あるいは工夫があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

根岸会長 もし今お答えできることがありましたら。

石垣室長 今御指摘いただきましたけれども、従来から啓発普及についてはいろいろな形で努めてきておりますし、平成 16 年からの法改正によりまして、勧告の際については公表できるというような制度になりました。

私どもとしましては、勧告を平成 18 年度 11 件やっているわけですが、

やはり違反を行った場合には世の中にさらされるということを繰り返し私も示していくことが、極めて重要であると考えておりまして、今後とも法的措置である勧告を重視した法適用、法執行をしていきたいと考えております。

それからもう1点は、平成19年2月に政府として成長力底上げ戦略というようなものを打ち出しておりまして、その中で生産性向上の成果を中小企業にも波及させると。そういった形で底上げを図るためには、下請取引の一層の適正化が望まれるというようなことがうたわれております。従来から公正取引委員会では下請法の運用を強化してきているわけですが、こういった提言も踏まえまして、更なる法執行の強化ということで、平成19年度については6月から12月までの間でありまして、従来から違反行為が多いといわれておりました道路貨物運送に係る役務の提供委託、従来から発注書面の交付等問題が多いとされていた放送番組映像制作に係る情報成果物の作成委託、あるいは関係業界から繰り返し要望の強かった金型の製造委託に係る分野、この3分野を重点分野として精力的に取り組んでいきたいと思っております。

また、その結果につきましても、来年になりましたら公表して、それぞれの業界の特徴といいますか、問題点をできるだけ洗いざらい出して、改善を求めるといったようなことも考えております。

それから、従来行っておりませんでしたけれども、これまで過去に勧告を行った事件のフォローアップ調査も行おうということを打ち出しております。具体的には16年度に4件勧告を行っておりますので、その後の効果といいますか、検証を行うということで今調査に着手しているところであります。

また、買いたたき行為の抑止強化もその底上げ戦略の中でかなり強調されておりまして、それに今対応するというので、買いたたき行為についてはどういものが違反するのか、分かりやすくした解説書を作成して、また広く周知しようというようなことを考えております。なかなか決定打というのではないかもしれませんが、こういった努力を積み重ねて、下請取引の公正化に努めたいと考えております。

根岸会長 どうもありがとうございました。時間の関係もありまして、よろしいですか。

高橋会員 不勉強なので教えていただきたいのですが、その景品表示法の場合の表示というもののうち、限定列挙でダイレクトメールとかファクシミリとか新聞・雑誌とかあるわけですが、いわゆるインターネット広告とかメールマガジンとか、この電磁的なものに関しての処置というのは、何か追加的に図られているのかどうか教えていただきたいと思っております。

岡田室長 インターネットのホームページなどについても、景品表示法の表示の規制の対象になっておりまして、実際にも排除命令で、ホームページの広告も違反と認定しているケースがございます。

高橋会員 やはりそのあたりでかなり怪しいものがたくさんあって、当局もいろいろ監視するのが大変だと思わなければならないけれども、非常にタイムリーに入ってきてすぐ取引してしまうということで、消費者に影響が大きいものですから、このあたりを強化していただきたいということが一つお願いです。

それから、情報通信分野に関連したものというのは、やはり独占禁止法、下請法、景品表示法、いずれのものもこれから大きな問題になってくるのではないかと思います。今重点3分野ということで、多分放送業界とかいわゆるコンテンツ関係の下請に関するものとか、クリエイターに関するものとか、いろいろな疑義があるのだらうというふうに思わなければならないけれども、この辺も早くやっていただかないといけません。いわゆる今日本がコンテンツ立国だといって、経済財政諮問会議でもいろいろ出されているわけですが、そのところがきちんとならない限りは、どうもコンテンツの流通促進というのはいまうまく行かないだらうというふうに、情報通信の審議会に参加しておりまして感じておりますので、是非お願いしたいと思っております。

それから細かいところでは、携帯電話に関しては先ほど広告の部分でソフトバンクの問題が出ていたんですが、やはり本体価格と通信料の表示に関して、いわゆる販売奨励金の影響で、本当は5万円の携帯電話の機種も1万円とかそれ以下で売っていて、その分を通信料で回収しているという非常に悩ましい問題があります。ですので、その辺も公正取引委員会の方で、少しいろいろ監視をつけるのを強めていただきたいと思っております。

根岸会長 今のは御要望ということでよろしいですね。それでは、どうぞ。

北原会員 中小企業団体中央会です。これは私どもからのお願いですけれども、昨日、経済産業省中小企業庁で下請適正取引適正化ガイドライン策定委員会が開催され、素型材産業を初めとする7業種についてのガイドラインが公表されました。甘利経済産業大臣自らが経団連にも御説明に行かれたりしていたわけです。今後またこの対象業種の拡大を検討するという整理になっておりまして、是非公正取引委員会におかれましても、御協力をいただいて、より広い業種でこういうガイドラインを作っていただければと思っております。

それから、下請取引の今日の御報告の件です。先ほど室長から下請取引の性格上、下請事業者からの申告が期待できないというふうにこの御報告にも書いてありますけれども、さらに業界特有の慣行だということの意識があるというふうにもおっしゃっていただいているわけです。こちらの報告の中に記されている具体的な事例について、いまだにこういう意識でいる方々がいっぱいいるんだというのが事実として、そこがスタートになっているわけで、私どもの全国中央会には傘下、都道府県中央会からも会員の声として、いまだにこういうことが横行しているので、そこを何とかしてほしいという声が上がってきてお

ります。

また、一昨日ですか、「骨太の方針 2007」の中でも中小企業生産性向上プロジェクトの推進ということで、下請適正取引等の推進と独占禁止法、下請法による取締り強化と入っておりますので、この際何か、例えばこの下請の御報告にあるような具体的な事案、こういうことが実際にあつて、これに対しては公正取引委員会が、嚴重に勧告なり注意なりをしているんですよということを、もう少しマスコミを通じて大々的にお知らせいただいた方がいいと思います。慣行だということで諦めておられる方々なり、これはしょうがないんだということで泣き寝入りしているということのを未然に防ぐという意味からも、是非何か知恵と工夫でお願いできないかということで、これはお願いでございます。

根岸会長 ありがとうございます。御要望ということでよろしく願いいたします。

次に、企業結合事案処理状況というものにつきまして、御報告をお願いしたいと思います。企業結合課長の山田さんからお願いいたします。

山田企業結合課長 企業結合課長の山田でございます。お手元に「独禁懇 177 - 5」という資料を用意してございます。例年、私どもは、毎年度の主要な結合事例と報告・届出等の動向を公表しているところですが、今年度以降は届出・報告等の動向につきましては、基本的には統計数字でございますので、ホームページで公表することといたしまして、今年度以降は、この結合事例の事例集だけを公表するという形を採ることといたしました。これまでどおり、その概要につきましては、ホームページでも紹介しております。

今年度分につきましては、12 事例の審査結果を取り上げることといたしましたが、本日は、12 事例のうちのいくつかについて紹介いたします。一つは、日清食品と明星食品、いわゆるカップめんとか袋めんとか、そういうラーメンの話の事案です。それからもう一つ、いわゆる国境を越えた市場画定を行ったものとして、SUMCOによるコマツ電子金属株式会社の株式取得、この2事例について簡単に御説明したいと思っております。

日清食品による明星食品の株式取得につきましては、これは事例集の8ページ以降に出ている事例ですが、両者が結合している即席めんの中にも、袋めん、カップめんといろいろございます。また、めんについても中華めんであるとかうどん、そばであるとか、スパゲティーであるとか、非常にいろいろございます。このため、私どもでは、取引分野を画定する場合にもそれぞれの代替性、需要の交差弾力性とを計測して範囲を画定しようとしたわけですが、必ずしもその有意な結果が出なかったということから、本件では供給面での代替性というところから、袋めん、カップめん、チルドめん、冷凍めん、それぞれのめんの形状ごとに一定の取引分野を画定いたしました。

そして、それぞれの取引分野における検討を行ったわけですが、特に

その当事会社のシェアの合算，あるいはそのHHI（Herfindahl-Hirschman Index）の増分が高かったものが袋めんとカップめんでございます，それぞれのシェアの表につきましてはこちらの1ページ目に出しております。

実際のところ，袋めんであれば両者足して35%になりますし，またカップめんですと両者を足して60%ぐらいのシェアを持つということですが，本件につきましては，実は事業者数も大変多くございます。例えば，袋めんにしてもカップめんにしても，50社以上で非常に活発な競争が行われております。そしてまた，商品数についても数百の単位で新商品が出されていて，プロダクトライフサイクルも非常に短うございます。そして，10%以上シェアを有する競争事業者があり，さらに特にスーパー，コンビニエンスストアが売り場における棚割であるとか特売，そういったところの競争が非常に強うございまして，こうした川下からの競争圧力があるということでございます。

もう一つの要因として，袋めんであれば，例えばカップめんであるとかめん入りカップスープであるとかチルドめん，カップめんにつきましてはめん入りカップスープであるとか冷凍めん，そういった隣接する市場からの競争圧力も非常に高いということから，本件については問題ないと判断した事例でございます。

次にSUMCOによるコマツ電子金属株式会社の株式取得についてですが，実はこれは物が半導体用のシリコンウェーハでございます，その単体の結晶であるところのシリコンを薄く円盤状に切り取って作るのがシリコンウェーハでございます。これを基盤といたしまして，これにいろいろな回路をプリントしたり載せたりすることによって，半導体チップができるわけですが，こちらにつきましては最近非常に超高集積度の半導体というものが作られるようになってきてございまして，その材料となるのが直径300ミリのウェーハというものでございます。また，それが非常に最新の技術を使ったウェーハであり，それで一つの商品範囲を確定しましたが，さらにそれ以外に携帯から何かいろいろなものに使われるウェーハもございまして，そのウェーハ全体についてそれぞれ商品の範囲を画定いたしました。

また，地理的範囲につきましては，これはウェーハのユーザーであるところの半導体メーカーは，日本であろうがアジアであろうがヨーロッパであろうが，とにかく世界各地のウェーハメーカーから調達を行っているということがございます。そして，地域的な性能差もございません。また，輸送コストがその商品選択に与える影響ということもほとんどないということから，これは日本市場を含む世界全体で一つの市場が形成されていると判断したものです。

この300ミリウェーハ，そしてウェーハ全体の当事会社のシェアをみたものが表に出しておりますけれども，300ミリにつきましては両者足して35%，ウェ

一八全体でみますとやはり同じく 35%ぐらいということです。こちらにつきましては、こちらの表にございますように、当事会社を含めて世界で大体7社ぐらいが非常に活発な競争を行っているという分野で、供給力も十分にある。したがって、当事会社が仮にその供給量を絞ったとしても、競争事業者の方から容易に調達が可能という状況にあります。

そして、そのユーザーであるところの半導体メーカーからは、非常に強い価格交渉を受けておりまして、実際のところ四半期ごとに価格交渉が行われて、商品の調達先が変更されているというような状態にあります。そして、こういうITの分野でございますので、技術革新も非常に活発に行われているというようなこともあって、競争的な事業分野であることから、仮に日本において値上げがあったとしても、そのユーザーの方は海外メーカーの商品に簡単に供給先を移すことができるということから、そういった値上げというのは起こりにくいだらうと判断して、本件を容認したという事例です。詳しい内容につきましては、この事例集に記載してございますので、そちらを御覧いただければと思います。

なお、この事例集の一番最後に参考として、例えば報告・届出等の全体の数を記載してございます。大体毎年度私どもに報告・届出等をいただくのは1,000件ぐらいでございますが、やはり平成18年度においても大体1,000件を少し超えておりまして、若干数が増えておりますけれども、そういった件数、状況となっております。また、事例集の一番最後のところに、平成18年度の事例につきましてそれぞれHHI（Herfindahl-Hirschman Index）の増加分であるとか、結合後におけるところのHHIの数値がどういうふうになっているかというような分布も示しておりまして、その事業分野における集中の度合いというものを参考までに記させていただいております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの企業結合事例の御紹介につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

村上会員 全体を読ませてもらって、確かに企業結合の審査は進歩してきたというか充実してきているので、それ自体大変いい傾向だと思います。それで、むしろ説明してもらった事例よりも興味あるのは、事例9とか事例10のいわゆる外・外で、外国企業同士の企業結合の場合の実際の取扱いなのですけれども。

いわゆる両方とも外国企業同士による企業結合の日本での取り扱いの話になります。

まず、そういう場合には現時点で、日本の公正取引委員会に対する届出義務と現実の届出がどうなっていますかというのが一つ。

二つ目は、両方とも問題なしということで、終わっているのであまり問題な

いのですが、本当に問題解消措置を採ろうと思った場合に、外国企業に対して二つの事例で、うまい解消措置が採れるのかどうか。その辺を実際にやろうと思ったかどうかということ。それから、両方ともアメリカの規制当局というか、司法省なり連邦取引委員会が取り上げるのが相当の事例のような気もするので、両方について例えば現実に審査が行われて結果がどうなったとか、そういう情報があるのかと、その三点で実際にどうだったかという質問になります。

山田企業結合課長 三つの質問をいただいたところでございます。まず、平成10年に、第4章の手續面についてかなりの改正が行われました。それ以前は、その際にそれまで日本の会社に限るような規定になっておったわけでございますが、同年の改正により、外国会社も含むという形で、結合についての禁止であるとか、あるいは届出についても外国会社も含むということになっております。その外国会社の場合の規模基準の規定につきましては、これは法令上定められておまして、ある一定の要件を満たすものにつきましては、外国会社もその届出等の対象になっております。もちろん実体規定の対象となっております。

それから、実際に効果的な問題解消措置が命じ得るかどうかというものが、確かに平成18年度において御紹介させていただいておるのは、問題解消措置等を一切付けずに容認した事例でございます。けれども、平成17年度の事例集に紹介させていただいているものの中には、やはりアメリカの医療用具メーカー同士の結合について、日本に入ってきている商品の中に、一方の当事会社のシェアが100%を占めているようなものがございました。さらに、結合の他方当事者も非常に潜在的な事業者として有力なものであったということから、そのままではかなり日本の市場が制限されるのではないかという懸念があったわけでございます。それで、実は第3の質問に対する回答とも関連してくるのですが、その事案についてはアメリカでもその審査が行われておまして、アメリカの審査の結果、講じられる問題解消措置によって、日本の市場も救われるといったことから、アメリカにおける問題解消措置が忠実に着実に講じられるのであれば、日本の市場における競争は制限されることとはならないと判断したところでございます。

したがいまして、その事例については、若干海外の当局による措置に期待したところはございますが、一応私どもとしても問題解消措置というものが講じられることを前提として容認したものであるということになります。その事例も含めて、また、今回の事例の幾つかについてもそうなのですが、個別の国境をまたぐ事例につきましては、海外の競争当局との間でいろいろ意見・情報交換、あるいはその措置、市場の状況であるとか、そういったものについてのいろいろな情報交換ということをしております。その場合は、ただ前提として、その当事会社から競争当局間における情報交換についてのウエーバーといいますが、

情報交換についての同意をいただいております、それを一応の前提として情報交換を行っているところでございます。

以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。時間がだんだんなくなってきましたが、最後に竹島委員長から御発言があります。お願いいたします。

竹島委員長 お忙しい中、今日も2時間にわたりましていろいろと報告についてお聞き取りいただくとともに、御意見をいただきましてありがとうございました。

前回も申し上げましたけれども、改正独占禁止法はおかげさまでうまくワークしていると思っております。その中でまた夏か秋以降、更なる法律改正の議論が始まるわけでございます。前回の平成17年の法律改正のときの附則に基づいて、現在、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会で検討が行われてきておまして、今月の26日にその最終提言が出されることになっております。それを踏まえてまた公正取引委員会として、更なる改正の中身について詰めまして、関係方面との調整がございますが、そういうことがスムーズに行けば、来年の通常国会に法律の再改正をかけていくということでございます。引き続きいろいろホットな議論も行われておりますので、今日の懇談会も先生方には、御意見なり御協力をいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

根岸会長 どうもありがとうございました。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。次回会合の日時等につきましては、追って事務総局から御連絡申し上げます。本日も長いお時間御議論いただき、ありがとうございました。

了

【資料】

独禁懇 177-1 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(原案)に
対する意見募集について

独禁懇 177-2 平成 18 年度における独占禁止法違反事件の処理状況につい
て

独禁懇 177-3 平成 18 年度における景品表示法の運用及び消費者取引の適
正化への取組

独禁懇 177-4 平成 18 年度における下請法の運用及び企業間取引の公正化
への取組

独禁懇 177-5 平成 18 年度における主要な企業結合事例について